9　相互承認に関する合同委員会は、1から8までの規定の適用を妨げることなく、この議定書の適用の日に、日ＥＣ相互承認協定に関して日本国及び欧州共同体又は欧州共同体を承継する機関が作成した文書（共同宣言、交換公文及び日ＥＣ相互承認協定に基づいて設置された合同委員会の決定を含む。）であって両締約国が適当と認めるものを、必要な変更を加えた上で受け入れることを決定する。

第九条

1　適合性評価機関の登録には、次の手続を適用する。

(a)　一方の締約国は、自国の指定当局による指定を受けた自国の適合性評価機関をこの議定書の規定に従って登録することを、必要な書類を付した書面を提出することにより、他方の締約国及び相互承認に関する合同委員会に提案する。

(b)　他方の締約国は、提案の対象となった適合性評価機関が関連の分野別附属書に規定する自国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たしているかどうかについて検討し、並びに当該適合性評価機関の登録についての自国の立場を(a)の規定による提案の受領から九十日以内に表明する。他方の締約国は、当該提案の対象となった適合性評価機関が当該指定基準を満たしている旨の推定の下にこの検討を行うべきである。相互承認に関する合同委員会は、当該提案の対象となった適合性評価機関を登録するかどうかについて当該提案の受領から九十日以内に決定する。

(c)　相互承認に関する合同委員会は、提案の対象となった適合性評価機関の登録を決定することができない場合には、当該適合性評価機関の事前の同意を得て当該適合性評価機関に対する合同検証を実施すること又は当該提案を行った一方の締約国が当該適合性評価機関に対する検証を実施するよう要請することを決定することができる。相互承認に関する合同委員会は、当該合同検証又は当該検証が終了した後、当該提案を再検討することができる。

2　適合性評価機関の登録の提案を行う締約国は、その提案において次の情報を提供し、常にこれを最新のものとする。

(a)　当該適合性評価機関の名称及び住所

(b)　当該適合性評価機関による評価の対象である製品又は工程

(c)　当該適合性評価機関が実施する適合性評価手続

(d)　当該適合性評価機関が指定基準を満たす旨の決定に際して用いた指定手続及び必要とした情報

3　1及び2の規定にかかわらず、相互承認に関する合同委員会は、日ＥＣ相互承認協定に従って適合性評価機関として登録されていた両締約国の適合性評価機関であって両締約国が適当と認めるものを、この議定書の適用の日に、適合性評価機関として登録することを決定する。

4　一方の締約国は、自国の登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと自国の指定当局が認める場合には、自国の指定当局が当該適合性評価機関の指定を取り消すことを確保する。

5　一方の締約国は、自国の適合性評価機関が関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと一方の締約国が認める場合又は自国の指定当局が自国の適合性評価機関の指定を取り消す場合には、当該適合性評価機関の登録の取消しを相互承認に関する合同委員会及び他方の締約国に提案する。当該適合性評価機関の登録は、相互承認に関する合同委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、相互承認に関する合同委員会における他方の締約国の共同議長がその提案を受領した時に取り消される。

6　一方の締約国の適合性評価機関が新たに登録を受けた場合には、他方の締約国は、当該適合性評価機関が登録を受けた日以降に実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。一方の締約国の適合性評価機関の登録が取り消された場合であっても、他方の締約国は、第六条1及び第七条3の規定の適用を妨げることなく、当該適合性評価機関が登録を取り消された時までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

第十条

1　この議定書のいかなる規定も、締約国が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

2　(a)　一方の締約国の権限のある当局は、(b)の規定により決定される緊急の必要性が生じた場合において、他方の締約国の製造施設の確認及び当該製造施設が作成したデータを引き続き第二条2の規定により受け入れるかどうかを決定するため、他方の締約国及び当該製造施設の同意を得ること並びに他方の締約国の求めがあるときは他方の締約国の権限のある当局の職員が同行することを条件として、当該製造施設を訪問することができる。その訪問は、他方の締約国の法令に反しない態様で、かつ、(b)の規定により決定される方法により行われる。一方の締約国は、自国の権限のある当局が当該訪問に関連して入手した情報については、この(a)に規定する目的に限ってこれを使用する。

(b)　相互承認に関する合同委員会は、関連の分野別附属書の規定に従って行われる準備作業として、(a)に規定する緊急の必要性の定義及び訪問の方法を決定する。

第十一条

1　この議定書のいかなる規定も、第二条2の規定の適用を妨げることなく、両締約国の任意規格又は強制規格を相互に受け入れることを求めるものではない。

2　この議定書のいかなる規定も、第三国の適合性評価手続の結果を受け入れる義務を締約国に課するものと解してはならない。

3　この議定書のいかなる規定も、貿易の技術的障害に関する協定及び貿易関連知的所有権協定を含む世界貿易機関設立協定の加盟国として各締約国が有する権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十二条

締約国は、自国の法令により開示が義務付けられる場合を除くほか、この議定書の下で秘密として入手した情報を開示してはならない。

第十三条

1　この議定書の規定は、この協定の規定であって次に掲げるものの対象とならない。

(a)　第一・五条及び第一・六条の規定

(b)　第十七章の規定

(c)　第二十・三条の規定

(d)　第二十二章の規定

(e)　第二十三章の規定

(f)　第二十四・二条の規定

(g)　附属書二―Ｃ第十八条1の規定

2　この議定書の規定とこの協定の他の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、この議定書の規定が優先する。

第十四条

1　この議定書の分野別附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。

2　分野別附属書第Ａ部の規定とこの議定書の第一条から前条までの規定とが抵触する場合には、分野別附属書第Ａ部の規定が優先する。

3　(a)　各分野別附属書第Ａ部1の対象範囲に関する規定は、両締約国が(b)の第一文の規定に従ってこの議定書を改正することなしに変更してはならない。

(b)　この議定書は、両締約国間の合意により改正することができる。もっとも、分野別附属書第Ｂ部に規定する関係法令及び運用規則又は指定当局若しくは権限のある当局の変更のみに係る改正については、自国の関係する国内手続に従い両締約国の政府間の外交上の公文の交換を行うことにより、これを行うことができる。

4　締約国は、同一の対象製品に関係する新たな又は追加的な適合性評価手続であって、関連の分野別附属書に規定する関係法令及び運用規則に定める技術上の要件を満たすためのものを導入する場合には、3(b)の第二文に定める手続に従い、当該新たな又は追加的な適合性評価手続について定める関係法令及び運用規則を規定するために当該分野別附属書の第Ｂ部を改正する。